

就学援助の充実

この間、子どもの貧困率は年々拡大し、大きな社会問題となっています。特にひとり親世帯の貧困率は厚生労働省調査でも54.6%と突出しています。山形大学の戸室健作准教授の調査によると、山形県は貧困率（総世帯のうち、最低生活費以下の収入しか得ていない世帯の割合）が16.6%、子どもの貧困率が12.0%（いずれも2012年）となっていますが、生活保護基準以下の世帯で、実際に生活保護を受給している世帯数の割合を示す捕捉率は8.1%と東北最低、全国でも下から5番目となっています。

格差・貧困が拡大する中、学校教育法第19条「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない」という規定にもとづいて、本市でも生活保護基準の1.45倍を所得基準として就学援助が行われています。

就学援助の受給率は6.7%とまだまだ低い状況にあります。子どもたちが安心して学校で学べるセーフティネットとしてこの制度を改善・充実させていく必要があります。

特に保護者からは、入学する際の制服代や体操服など、入学準備に多額の費用が家計を圧迫する中、現在の就学支援制度では申請・認可の後で振り込まれるのが7月となっており、入学前に支給してほしい、支給額も実態とかけ離れているという切実な声が寄せられています。

こうした中、平成29年3月31日に文部科学省初等中等教育局長名の通知が出され、「新入学児童生徒学用品費等」の拡充や、支給時期についても中学校は入学前でも可能であることを明示し、小学校についても交付要綱を改正し、入学前の支給を可能にしています。

こうした通知を受け、本市でも入学準備金の入学前支給を行うとともに、補助単価の引き上げを行うよう提案します。また、クラブ活動費など対象費目の拡大についても実施し、より実情に見合った就学援助制度にしていくことを提案します。